

平成29年第3回上三川町議会臨時会会議録

平成29年8月1日（火）

上 三 川 町 議 会

平成29年8月1日（火）

1 日 目

（議案上程審議、質疑・討論、採決）
（議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）

平成29年8月1日

町議会臨時会会議録

平成29年8月1日第3回上三川町議会臨時会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	

3. 欠席議員

第16番 津野田重一

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記(総務係長) 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	建築課長	川島 勝也
教育総務課長	枝 淑子		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第55号 工事請負契約の締結について(庁舎耐震補強工事)

- 日程第4 議案第56号 工事請負契約の締結について（本郷小学校外3 大規模改造（空調整備）工事）
- 日程第5 議案第57号 工事請負契約の締結について（上三川小学校外2 大規模改造（空調整備）工事）
- 日程第6 議案第58号 工事請負契約の締結について（本郷中学校外2 大規模改造（空調整備）工事）
- 日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時30分 開議

○副議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○副議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○副議長【田村 稔君】 ご着席ください。

平成29年第3回上三川町議会臨時会の開会に先立ちご報告申し上げます。

本日、津野田議長から欠席する旨の届け出がございました。ただいま申し上げましたとおり、議長欠席でありますので、地方自治法第106条第1項の規定により、本日、副議長の私が議長を務めさせていただきます。議員各位におかれましては、議会運営にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

(欠席議員 16番 津野田重一君)

○副議長【田村 稔君】 ただいまから平成29年第3回上三川町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許可いたします。

ただいま出席している議員は15人です。局長。

○議会事務局長【石戸 実君】 それでは、ここで諸般の報告をいたします。

議案書の訂正がございます。平成29年第3回上三川町議会臨時会の第58号「工事請負契約の締結について」、お手元のものとは差しかえとなります。

以上です。

○副議長【田村 稔君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○副議長【田村 稔君】 日程第1「会議録署名議員の指名」を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、4番・神藤昭彦君、5番・小川公威君を指名いたします。

○副議長【田村 稔君】 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。13番、議会運営委員長、松本 清君。

(13番・議会運営委員長 松本 清君 登壇)

○13番・議会運営委員長【松本 清君】 平成29年第3回上三川町議会臨時会会期報告をいたします。

本日招集されました平成29年第3回町議会臨時会の運営について議長より諮問され、議会運営委員会を開き協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本臨時会に執行部から付議された案件は、お手元に配付のとおり、議案4件であります。したがって、委員会への付託は行わないものとし、会期は本日8月1日のみの1日間といたしました。

以上、議会運営委員会としての報告を終わります。

○副議長【田村 稔君】 お諮りいたします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

○副議長【田村 稔君】 日程第3、議案第55号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第55号の「工事請負契約の締結について」、ご説明いたします。

本案件は、町本庁舎の耐震性を補強するための工事請負契約で、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約に当たりますので上程するものであります。

契約の内容は、契約金額4,860万円で、契約の相手方は、株式会社東部興業であります。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○副議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。6番、志鳥議員。

○6番【志鳥勝則君】 先ほどの全員協議会の中でも質問させていただきましたが、上三川町の役場、本丸とも言える、また、災害時の避難所ともなるこの施設について、耐震工事を行う中で、東部興業が落札しましたが、総合評価落札方式に関する評価調書を見ますと、企業の実績0、配置予定技術者の施工経験0というふうになっていますけども、工事で一番大事な、重要な部分だと思っておりますけども、果たしてこのような状況の中で耐震工事がスムーズに、完璧に施工できるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○副議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

建物の耐震工事というのは、つい最近、数多くの地震が起こったことから行われるようになりました。そういう意味では、耐震工事の経験のある業者というのは、それほど数多くないのかなと思うところですが、まず、今回の落札業者でございますが、東部興業ということで、そちらの経験ということですが、本町でも、庁舎の耐震工事をやる前に学校関係の耐震工事を全て行いました。町長の方針でございますが、子供たちの安全をまず第一に考えよということで実施したわけでございます。その中では、JVという形ではございますが、東部興業は耐震工事のほうも経験してございます。また、総合評価入札方式ということで、価格以外の評価もしているわけでございますが、こちらの評価方法につきましては、学識経験者の意見をもとに評価方式を採用してございます。学識経験者というのは、県の土木関係者等、庁外の専門家でございます。そのようなことから、今回の落札業者が十分に工事のほうはできるものと

考えております。

以上です。

○副議長【田村 稔君】 6番、志鳥議員。

○6番【志鳥勝則君】 そうすると、東部興業には、耐震工事にかかわる技術者が何名、今、職員として、従業員としているのか。そうした中で、今、経験がありますというふうな話でしたけども、そうしたことで言えば、ここの総合評価の中では、企業の施工実績ゼロじゃないんじゃないですか、というふうに思うんですけども。私は、避難所となる上三川町の本丸となるここの施設が、技術不足で、せっかく耐震工事をやっても何らかの形で支障を来したというふうなことが先々起きないように心配して言っていることです。

もう一回、聞き直しますけども、この東部興業には、耐震施設、あるいは建築工事に関する技術員が何名いるのか。それと、なぜここで企業の施工実績ということで0にしたのか、この2点をまたお伺いいたします。

○副議長【田村 稔君】 総務課長、2点。

○総務課長【田中文雄君】 大変申しわけありません。私の勘違いで、耐震ではなく、大規模改修工事ということで、小学校の工事でした。そういう意味では、耐震の工事は経験がないということで、議員のご指摘も当たっているのかと思います。

ただ、この総合評価方式につきましては、価格以外の地域への貢献等を総合評価で見るということになっておりまして、この総合評価の評価項目につきましては、町の職員が勝手につくったものではございません。学識経験者ということで外部に委託しまして、この評価方法でどうだろうということの意見を聞いております。その結果、この評価方式でもって、価格の評価と、価格以外の評価ということでの入札に問題はないという評価を受けておりますので、そのようなことで総合評価方式で入札を実施したものでございます。

○副議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 それで、この落札した業者の会社に、こういった耐震工事に耐え得る技術を持っている従業員は何名程度いるのか、それについてお伺いします。

○副議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 今回の入札に関しまして、耐震工事の経験者が何名いないと入札に参加できないというようなことはございませんので、私どもとしては、それは把握してございません。

なお、一般競争入札において、耐震工事の経験がある、なしは、入札の参加資格としては、法律上、問えないということになりますので、その点についてはご理解いただきたいと思います。

○副議長【田村 稔君】 その他、志鳥勝則君、3回目ですので。はい、10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、先ほどから同僚議員が説明しているのですが、学識経験者が実行力のない人を採点するときの基準は、何をもちいて基準とするのでしょうか。

それと、この耐震をやるのか、大規模改修をするのかは別として、経験者がいない人に入札をさせて、それでもし不可抗力なことが起こったとするならば、その責任の所在はどこにあるのかということは明確にしなくてよろしいのでしょうか。

それと、入札に参加するのにそのような経験は必要なしということだと、入札する根本がですね、緩んでしまうのではないかというふうに私は思うんですが、入札に参加するときに、その能力もない、第三者が判断すればそれでいいというのは、私にはちょっと解せないんですが、その第三者の意見と点数は、どこで、どうやったら調べられるのでしょうか、お答え願えますか。この3点です。一度目ですかね、一度。

○副議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 3点ほど質問をいただきまして、ちょっと私、聞き漏らしたこともあるので、漏れた場合には再度お願いいたします。

まず、入札の参加資格に当たって耐震工事の経験云々というのは、法律上、入札の参加資格として今回、問えないと、新規参入を拒むことになりますので、そういう条件を付して入札参加資格としますというのは、法律上は、今回のものではできないということでございます。

それと、技術者の関係ですね。当然、工事をやる技術者については、一級建築士という者が会社にはおります。ただ、その一級建築士の方が、直接というか、耐震工事をやったことがないということで、総合評価の中では工事経験0という点数がついているかと思えます。

質問を勘違いしておりましたら失礼します。入札の参加資格なんですが、先ほど申し上げたとおり、一級建築士がおりますので、今回の入札については参加資格があったというふうなことでございます。よろしいですか。

○副議長【田村 稔君】 学識経験者。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 総合評価方式の評価の項目につきましては、先ほどから申し上げたとおり、学識経験者と、それで、学識経験者は誰だというご指摘でございますが、こちらにつきましては、県のほうで毎月、そのような総合評価方式の評価項目について、それが適当かどうかの審査をさせていただいております。そちらに町のほうとしてもかけて審査をさせていただいているということでございます。

実際のそれに基づいた評価を誰がやっているかというご質問でよろしいですか。それにつきましては、評価の方法が決まっておりますので、役所内の関係者がつけております。

以上です。

○副議長【田村 稔君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 2回目ですが、学識経験者が、県の職員に委託をして評価をしてもらっているというのと学識経験者は違うでしょうか。そうすると、この問題でもって何かあったときは県の職員が責任を負うということでもよろしいのでしょうか。それで、職場内の人間が評価をしているというのは、どこの、何課の、誰がこの評価をしているかということが一番大事なんですね。この点数は 本当なのか、うそなのか、曖昧なのかということが一番大事だと思うんですが。そうしたら最初から県に委託をして評価証明をもらったものを、うちの行政の職員がするのなら行政の職員でも間に合うんじゃないですか。それで一級建築士がいれば全て整うんですかということなんです。

もっとしっかり答弁できるようにしてくださいよ。今、聞いていることわかりますか。所内の調べている人は、誰と、誰と、誰なのか、この点数をつけたのは、県に委託をして点数をつけたのは県の職員の誰と誰なのか。その人がこの工事で何かあったときは責任を取るのか、取らないのか聞いているんで

す。この3つ、ちゃんと答えてください。

○副議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 まず、私の説明の言葉が不足していたのか、ちょっと誤解を生じているようなのでもう一度お話ししますと、価格以外の評価項目、こちらの件については、職員が恣意的につくったものではないということのために、外部にお願いして審査していただいているということでございます。それで、実際に点数をつけるのは職員でございます。この点数につきましては、職員が勝手につけてそのままというわけではございません。つけた点数につきましては、業者のほうにも開示しまして、業者もその点数で納得しているという経過がございますので、その点は誤解のないようお願いしたいと思います。

この点数につきましては、該当業者のほうに公開しまして、その点数で会社のほうから納得を得た上で点数は決定しておりますので、これの点数に関しまして、職員が責任を問われることはないと考えております。

以上です。

○副議長【田村 稔君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 最後なんですからよく聞いてくださいよ。点数をつけたのは職員がつけたので、業者が納得をしたのですから、その納得をした業者はそれで不可抗力、何かがあったときはその人が罰せられて、点数をつけた人は罰せられないという意味でしょうか。

それと、県に委託をして点数をつけてもらったものは、県じゃなくて、それを業者に伝えたから、業者がその点で納得をしたから、何かあったときは業者が責任を取るということではないのでしょうか。

それで、この点数が、どこまでが正しいのか誰もわからないですよ、これじゃあ。そうすると、請け負う会社が、自分でその点数を納得したから正しいんだということでもよろしいのでしょうか、そのことをはっきり答えてください。

それで、それがあつたら、その問題が生じたときはその業者が全て自前でやるということですね。だって、それで不可抗力が起きたとすれば、それを今度、判断しなきゃならないでしょう。業者ができなかったのか、あなた、今、何もなければいいんです、あつたとのことを聞いているんですよ。それは誰がきちっと責任を取るのでしょうか、課長、お答えください。

○副議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 まず、入札に当たりまして、今回の庁舎の耐震工事につきましては一般競争入札ということで実施しております。皆さん、議員さんご存じのとおり、入札につきましては一般競争入札、また指名競争入札等がございます。金額の大きいもの、また、より多くの参加を促進するものについては一般競争入札ということで、基本的に入札に制限をかけない。ただ、評価の方法としましては総合評価で実施しますという形の入札を実施しております。

先ほど議員から責任云々というお話がございましたが、最終的に工事をきちっと完成させるかどうかというのは、その業者と町の契約上の話かと思えます。この評価が云々だから工事がどうのこうのというのはないというふうに考えております。あくまでも総合評価は町内業者が入る可能性を探るために採用しているものでございます。そういう意味では、今後も総合評価方式を使いながら町内業者の参加を

促進していきたいと考えております。

○副議長【田村 稔君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【田村 稔君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【田村 稔君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。議案第55号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長【田村 稔君】 賛成多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○副議長【田村 稔君】 日程第4、議案第56号「工事請負契約の締結について」から、日程第6、議案第58号「工事請負契約の締結について（大規模改修工事）」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第56号「工事請負契約の締結について」、ご説明いたします。

本案件は、上三川町大字東蓼沼251番外の本郷小学校、本郷北小学校、明治小学校、明治南小学校の空調機整備工事を実施するための工事請負契約で、地方自治法及び町条例の規定に基づき議会の議決に付すべき契約に当たりますので、上程するものであります。

契約の内容は、契約金額1億6,275万6,000円で、契約の相手方は岩原・星野特定建設工事共同企業体であります。

次に、議案第57号「工事請負契約の締結について」、ご説明いたします。

本案件は、上三川町大字上三川4594番地外の上三川小学校、北小学校、坂上小学校の空調機整備工事を実施するための工事請負契約で、地方自治法及び町条例の規定に基づき議会の議決に付すべき契約に当たりますので、上程するものであります。

契約の内容は、契約金額1億5,444万円で、契約の相手方は、日神・東部特定建設工事共同企業体であります。

次に、議案第58号「工事請負契約の締結について」、ご説明いたします。

本案件は、上三川町大字東汗520番地外の本郷中学校、上三川中学校、明治中学校の空調機整備工事を実施するための工事請負契約で、地方自治法及び町条例の規定に基づき議会の議決に付すべき契約に当たりますので、上程するものであります。

契約の内容は、契約金額1億7,906万4,000円で、契約の相手方は、田中・柳田特定建設工事共同企業体であります。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○副議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 お尋ねしますが、まず、空調をやったことのない方が空調をやるのも、先ほどの説明と同じように、点数があつて入札に参加できる。それで、私の考えでは、土を掘っている人が建物に穴をあけることはいとも簡単なので、管工事をやっていたらそのままできるというような答弁を運営委員会で聞かせていただきました。

それでは、1つ目としてお尋ねしますが、この空調設備は、残暑厳しき、今年の夏は猛暑であると言われていますが、この工事はいつから始まって、順次それに対して空調が稼働するのか。それとも、一斉に空調をするというようなことを先ほど聞きましたが、なぜ一括して空調をつけなければいけないのか。そうすると、町長が言うように、子供たちを第一に、第一にと考えていることと相反するのではないかと私は思っています。

私は家庭の中のもので判断をするものですから、ちょっとわからないんですが、室外機と室内機を何か所かまとめて送電をすれば使えるのではないかというふうに理解をしております。それを一括してやるのだというような教育課長の説明を受けたのですが、それは不可能なのではないかということが2つ目です。

それと、私は、空調を設備するのに、金額のことはどうでも私は構わないんですね。ただ、誰のためにつけるかということを中心に考えていないことを、どちらに聞けばいいんですかわからないので、教育長にお尋ねしたいと思います。この3点を、1回目です。

○副議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 まず、工事というか、入札に参加しました業者の業務経験がないのではないかとご指摘かと思うんですが、町のほうでは、入札参加資格ということで、うちの会社はどういう工事ができますと、土木工事、建築工事、管工事等、代表的なものはそういう話でございまして、それができると登録されているものでございます。ですから、その資格で言えば、昔、確かに土木事業を中心でやっていた会社であっても、今それができるといふことであれば、入札の参加資格としては当然あるのかなと考えております。

2番目としまして、工期のお話かと思うんですが、先ほど説明したとおり、この議決後、3日を経過した後の工事になりまして、工期が30年の3月9日までの工期でございます。工事の概要説明でもありましたとおり、基本は土日、また長期休暇等を使って工事をするわけですが、工事の進捗状況によっては、学校側と協議の上、多少の変更はあるかと思えます。

○副議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 私のほうで一括で使用するということの説明した点につきましては、今回、この契約が成立しまして、実際、工事に着手しましても、この夏の暑い時期には設置するのはなかなか難しいと考えております。なので、例えば、設置が行われた10月ごろから実際にエアコンを使用するとかということに関しましては、ほとんどないことかと思えますので、町内の全10校ですか、子供たちに、早く使える、後になってしまうというような区別がないように、みんなが平等に

一斉に、せっきく10校そろえて設置できることになったわけですので、使用も全小中学校、一斉に使用が開始できるように、来年度からの使用を考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○副議長【田村 稔君】 今、3点目、答えていないでしょう、誰のためのエアコンか、教育長。

○教育長【森田良司君】 3点目でございますけれども、児童生徒の学習、あるいは学校生活の向上のために進めさせていただいているところでございます。

○副議長【田村 稔君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 2回目です。それではお聞きしますが、子供たちにつけた順序で工事の都合上、しているの、先に使えるところがあるかもしれないけれど、後になったからといっても、それはちょっと我慢してなということ、なっている子供たちに、ならない子供たちが何かトラブルでも起こすようなことはあり得るのでしょうか。それが1つ。

使えたものを使わせてやらないで、半年もたってから使わせるというのはいかなものかなと思うんですね。暑いのは子供だし、寒いのも子供です。それを一括でやるのが不公平だということは、何を根拠で不公平だというのでしょうか。つける順序に、一遍につけられれば一遍につけるほうが一番いいです。それは業者が一遍につけられるだけの能力があればいいです。でも、それが無いのだからそういうことはできないでしょう。それをなぜ、つけた順序に使わせない理由は、不公平さだからですか。何を根拠に不公平さというんですか、お答えくださいますか。これ、2回目なんです。

○副議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 実際に工事を担当するのは建築課になるわけなんですけれども、実際、今シーズンにエアコンが使用できる状況での設置は、今の段階では、例えば、休みの日を利用して設置の工事を進めたり、秋休み、冬休みを利用しての工事が主になってきますので、この暑い夏といっても、9月ごろにエアコンが使えるようになる状況はちょっと見込めないために、来年度から使用ということで検討しているところでございます。

○副議長【田村 稔君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、業者との話し合いですから、これが終わって入札になったと仮定すれば、つける仕様書は工事関係者しかわからないですよ。どういうふうに努力をしてくれるかわからないと思うんです。それを、一遍に1校だけでもできる、一遍に2校だけでもできるというようなことは、これからの話し合いで可能じゃないかというふうに私は思われるんです。それが、どうして来年度にならなきゃいけないのかということも、私は理不尽だというふうに思っております。

それでまた、不公平だということは、じゃあ、そのつけ方によって、1年生のところが一番先です、2年生のところが一番先ですということができれば、それも可能だと思うんですね。そうすると、行政の言うのは、つけたんだからいいんだと、来年になればいいんだよということが問題の根本にあると思います。それだけの能力のある会社がやっているのであれば、そういうことは可能だと私は思っているんですね、可能だと。

だって、大きいクーラーか小さいクーラーかわかりませんが、量販店などは1日でクーラーなどをつけて帰られるんです。それから考えれば、それが不可能だというふうに言っている課長のほうが不可能

だと思っんですね。ですから、そういうことを考えて、子供のため、子供のためと、物すごくきれいな言葉を使うんですよ。でも、実行力は全然ないんですよ。だから今、私はそれを聞いているんです。暑いのは子供なんです、私たちじゃないんです。それを来年度に一斉にやるんだと、不公平さがないなんというのは間違っていると思いますが、どうですか。

○副議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 エアコンの設置につきましては、まず、業者が決まりましたら、エアコン本体、主に業務用のエアコンになりますので、まずメーカーのほうに発注をいたします。発注をして、その製品、エアコンができるまでに多分二、三カ月ぐらいかかります。そうしますと、ちょっと今年度の暑い時期は過ぎてしまうということで、今年度の使用は無理かと思います。

以上です。

○副議長【田村 稔君】 ほかに。1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今回、エアコンをつけるに当たって3つに分けているかと思うんですけど、全て同じ機種というか、エアコンがそれぞれつくのか、まず、お聞かせください。

○副議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 業者によって、そのメーカー、どこのメーカーを使うかもわかりませんので、そちらのほうはまだ、今の段階ではわかりません。

以上です。

○副議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、学校によって出力とか、そういったものが違ったりということも考えられるということですか。

○副議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 学校によって、その部屋にどういう機種のものをつけるか、どういった大きさというか、そういったものは設計の段階で決めておりますので、その容量的なものは同じ容量、部屋によって違いますけれども、基本的には設計で同じ容量で設計していますので、業者が違うから変わるということはありません。

○副議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、機種は違っても容量は同じというような形で考えていいんですか。わかりました。

○副議長【田村 稔君】 ほかに質疑はありませんか。3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 すごく単純な質問で申しわけございませんが、議案第56号のですね、工事の内容で、契約の相手方ということで、星野組みたいな名前が書いてあるんですけど、これは町長と関係のある会社でございますか。

○副議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 名字が同じ方ということで、現在、町長と直接、関係はございません。

○副議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 今、ちまたで、加計学園とか、いろいろそういうのがあるので、町民が一点

の曇りもなく納得できるのかなと思ったので、ちょっとこんな質問をさせていただきました。

○副議長【田村 稔君】 ほかに質疑はありませんか。9番、石崎幸寛君。

○9番【石崎幸寛君】 エアコン、まず、電気の容量をもう一回聞きたいと思います。容量が間に合うかどうか。間に合う場合には、その契約をいつやるのか。前に、たしか、基本的には暖房には使わないというふうに聞いたと思うんですが、暑いのも今、厳しいけど寒いのも厳しいので、暖房に使うこともあるのか、ないかということもちょっとお聞かせください。

○副議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 電気の容量につきましては、10校、トータルで、改修前ですと1,075キロボルト／アンペアで、改修後が2,400キロボルト／アンペアで、1,325キロボルト／アンペアの容量が増える予定でございます。

○副議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 今回の整備するエアコンにつきましては、冷暖房、両方使える設備になります。今現在、小中学校の暖房設備に関しましては、FF式のファンヒーターを使っております。それが使えるうちは、冬はそれで暖房のほうをとっていただいて、それが使えなくなった時点でエアコンのほうに切りかえていくというふうな形で今、考えております。

以上です。

○副議長【田村 稔君】 電気の容量の東電との契約をいつするか、契約変更か、1,075から2,400。教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 今、電力のほうは電力自由化になりまして、小中学校の電気に関しましても総務課で一括して入札をしていただいているかと思っておりますので、来年度使用のものについては、またそのときに行うことになるかと思っております。

○副議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 大変失礼しました。今の事情のところを私、失念しておりまして、少しでも電気料が安くなるということで、東京電力以外の電力会社も使用しているということで総務課が所管しております。具体的な契約につきましては、先ほど説明したとおり、エアコンを使うこと自体が今年度内は想定しておりませんので、次回の契約変更に当たって、大きい容量の契約を考えていきたいと考えております。

○副議長【田村 稔君】 9番、石崎幸寛君。

○9番【石崎幸寛君】 確認なんですけど、じゃあ、来年度、工事が全て終わって、いざ使うときに契約してということですか、電気の配線とか、そういうのが終わっちゃった後、そういうことだよな。

○副議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい、工事中に実際にエアコンを動かすということはないと思っておりますので、工事が終わってから。ただ、年度途中というよりは、電力の契約につきましては、民間の安いところと契約するというので入札方式等をとっておりますので、年度当初に、その増量する分を見込んだ上で入札をかけて実施という形になるかと思っております。

○副議長【田村 稔君】 9番、石崎幸寛君。

○9番【石崎幸寛君】 質問とは言えないかもしれませんが、エアコンは冷房よりも暖房のほうがかなり電気代を食うということですので、それじゃなくても基本料金を上げてかなり電気代も今度負担されると思いますので、灯油を使った暖房というのももうちょっと心がけて、併用という感じでやってもらったらなというふうに思います。これは答弁は要らないです。

○副議長【田村 稔君】 その他質疑、14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 1つは、上三川でも電気屋さん結構ありますよね。何軒かあるんですけども、この契約ですと、やはり大きいところと大きいところで契約ということになると、地元の電気屋さん仕事回らない、そういう状況だと思うんですけども、最初からそういう計画でやったのか、それとも、そういう小売店にも仕事来るような、そういうあれはなかったのか、それをお聞きしたいと思います。

○副議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 10校全部にエアコンをつけるということで、詳細な数は私、計算してございませんので何台とは言えないんですが、実施するに当たって、金額的なものを言えば、全部の学校を一括で発注したほうが金額的には一番安いというのがございます。ただ、それをやると、今回、補助金をもらう関係から、平成29年度内に事業を完了する必要があると。その工期が間に合わないということで、全校一括式はちょっと無理ということがございます。逆に、工期を短くするという意味では、1校ずつバラバラにしたほうが工期も短くなります。ただし、その場合には経費が多分にかかるということで、その工期の関係と経費の関係を、間をとりまして3分割という形で今回、工事のほうを発注、入札をかけました。

以上です。

○副議長【田村 稔君】 その他、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【田村 稔君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【田村 稔君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず初めに、議案第56号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○副議長【田村 稔君】 日程第7「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○副議長【田村 稔君】 以上で、本臨時会の案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言の申し出がありますので、許可いたします。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の臨時会は、工事請負契約の締結を上程いたしましたところ、原案どおり可決いただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。

議員皆様方には、今後とも、なお一層のご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げまして閉会の挨拶といたします。本日はまことにありがとうございました。

○副議長【田村 稔君】 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

平成29年第3回上三川町議会臨時会が本日開催され、提出されました案件を審議いただき、ここに閉会できますことを厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、平成29年第3回上三川町議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前11時25分 閉会

この会議録は事務局長石戸 実の記載したものであるが、その内容正確であることを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

上三川町議会副議長

(※ 議長欠席により、議長職を代行したため署名する。)

上三川町議会議員

上三川町議会議員